規格番号: JIS C 9335-2-74:2016

	技術基準				規格	補足
条項	タイトル	条文	該当	項目番号	規定タイトル・概要	
第二条	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体	■該当	箇条4	箇条4 一般要求事項(JIS C 9335-1(以下、第1部)の規	
第1項		に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	□非該当		定による。)	
		それがないよう設計されるものとする。			機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人	
					体及び/又は周囲に危害をもたらさないように安全に機	
					能する構造でなければならない。	
第二条	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保す	■該当		第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次によ	
第2項		るために、形状が正しく設計され、組立てが	□非該当		る。	
		良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。		箇条 25	箇条25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.5	25.5 電源コードはX形取付けをしてはならない。	
第三条	安全機能を有す	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状	■該当	箇条 19	箇条19 異常運転(第1部の規定による。)	
第1項	る設計等	態の発生を防止するとともに、発生時におけ	□非該当		機器は、異常運転又は不注意運転によって、火災の危険、	
		る被害を軽減する安全機能を有するよう設			及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的	
		計されるものとする。			損傷を、できるだけ未然に防止できる構造でなければなら	
					ない。	
第三条	安全機能を有す	電気用品は、前項の規定による措置のみによ	■該当		第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次によ	
第2項	る設計等	ってはその安全性の確保が困難であると認	□非該当		る。	
		められるときは、当該電気用品の安全性を確		箇条7	箇条7表示、及び取扱説明又は据付説明	
		保するために必要な情報及び使用上の注意		7.1	7.1 機器は、最大浸せき水位及び最小浸せき水位を表示し	
		について、当該電気用品又はこれに付属する			なければならない。	
		取扱説明書等への表示又は記載がされるも		7.12	7.12 取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならな	
		のとする。			V _o	

規格番号: JIS C 9335-2-74:2016

	技術基準				規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条					- 浸せきヒータと一緒に用いる容器の詳細	
第2項					- 浸せき水位を線だけで機器に表示する場合には、線の	
続き					意味	
					- 浸せきヒータを液体から取り出す前に、必ずプラグを	
					外す。	
					- 電熱素子はプラグを外した後も熱いので、電熱素子に	
					触れたり、電熱素子を可燃性のものの上に置いたりしな	
					V.	
					取扱説明書には、機器は外部タイマ又は他の遠隔操作シ	
					ステムを用いて運転することを意図していない旨を記載	
					しなければならない。	
第四条	供用期間中にお	電気用品は、当該電気用品に通常想定される	■該当	23.3	23.3 内部配線は、折曲げ試験の結果、異常を生じてはな	
	ける安全機能の	供用期間中、安全機能が維持される構造であ	□非該当		らない。(第1部の規定による。)	
	維持	るものとする。		25.14	25.14 シースなしの平形電源コードは、折曲げ試験の結	
					果、異常を生じてはならない。(第1部の規定による。)	
				箇条31	箇条31 耐腐食性 (第1部の規定による。)	
					腐食によって機器がこの規格に適合しなくなるおそれが	
					ある鉄製の部分は、防腐食対策を十分に施さなければなら	
					ない。	
第五条	使用者及び使用	電気用品は、想定される使用者及び使用され	■該当		第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。	
	場所を考慮した	る場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は	□非該当	箇条6	箇条6分類	

規格番号: JIS C 9335-2-74:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条	安全設計	物件に損傷を与えるおそれがないように設		6.2	6.2 浸せきヒータは、IPX7 以上でなければならない。	
続き		計され、及び必要に応じて適切な表示をされ				
		ているものとする。				
第六条	耐熱性等を有す	電気用品には、当該電気用品に通常想定され	■該当	箇条 11	箇条11 温度上昇 (第1部の規定による。)	
	る部品及び材料	る使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等	□非該当		モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、表3	
	の使用	を有する部品及び材料が使用されるものと			に規定する値を超えてはならない。	
		する。		22.21	22.21 木材、綿、絹、紙その他これに類する繊維性又は吸	
					湿性がある材料は、含浸を施さない限り絶縁物として用い	
					てはならない。(第1部の規定による。)	
				箇条 24	箇条24 部品(第1部の規定による。)	
					部品は、合理的に適用できる限り、関連規格に規定する安	
					全性に関する要求事項に適合しなければならない。	
				30.1	30.1 非金属製の外側の部分、接続部を含む充電部を保持	
					する絶縁物、及び付加絶縁又は強化絶縁として用いている	
					熱可塑性絶縁物は、十分な耐熱性をもっていなければなら	
					ない。(第1部の規定による。)	
第七条	感電に対する保	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応	■該当	箇条8	箇条8 充電部への接近に対する保護(第1部の規定によ	
第1号	護	じ、感電のおそれがないように、次に掲げる	□非該当.		వ _ం)	
		措置が講じられるものとする。		箇条 22	箇条22 構造(第1部の規定による。)	
		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとと			充電部が、可触金属部に接触するおそれがない構造でなけ	
		もに、必要に応じて、接近に対しても適切に			ればならない。	

規格番号: JIS C 9335-2-74:2016

		技術基準	該当		規格	
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条		保護すること。		25.22	25.22 機器用インレットは、コネクタの挿入及び取外しの	
第1号					間、充電部に触れないような構造でなければならない。(第	
					1部の規定による。)	
				箇条 26	箇条26外部導体用端子(第1部の規定による。)	
					端子は、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れるこ	
					とができないものでなければならない。	
第七条	感電に対する保	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないよ	■該当	箇条 13	箇条13動作温度での漏えい電流及び耐電圧(第1部の規	
第2号	護	うに抑制されていること。	□非該当		定による。)	
				箇条 16	箇条 16 漏えい電流及び耐電圧(第1部の規定による。)	
				22.5	22.5 通常使用時に差込プラグのピンに触った場合に、充	
					電されたコンデンサからの感電の危険がない構造でなけ	
					ればならない。(第1部の規定による。)	
				箇条 27	箇条27接地接続の手段(第1部の規定による。)	
					絶縁不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラ	
					ス01機器及びクラスI機器の可触金属部は、接地極に確	
					実に接続しなければならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受ける	■該当	箇条 11	箇条11 温度上昇 (第1部の規定による。)	
		おそれがある内外からの作用を考慮し、か	□非該当		モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、表3	
		つ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保た			に規定する値を超えてはならない。	
		れるものとする。		箇条 13	箇条13動作温度での漏えい電流及び耐電圧(第1部の規	
					定による。)	

規格番号: JIS C 9335-2-74:2016

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条				箇条 14	箇条 14 過渡過電圧(第 1 部の規定による。)	
続き					機器は、発生する可能性がある過渡過電圧に耐えなければ	
					ならない。	
				箇条 16	箇条 16 漏えい電流及び耐電圧(第1部の規定による。)	
				箇条 17	箇条17変圧器及びその関連回路の過負荷保護(第1部の	
					規定による。)	
					変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ機器は、通常使	
					用時に生じる短絡においても、変圧器の巻線は表8に規定	
					する値を超えてはならない。	
				箇条 19	箇条19 異常運転 (第1部の規定による。)	
					異常運転試験において、絶縁物の温度上昇は表 9 に規定	
					する値を超えてはならない。	
				箇条 29	箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁(第1部の規定	
					による。)	
第九条	火災の危険源か	電気用品には、発火によって人体に危害を及	■該当		第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。	
	らの保護	ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない	□非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転	
		ように、発火する温度に達しない構造の採		19.2	19.2 機器は、最も不利となる姿勢で、試験枠の床の上に	
		用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措			置いたとき、火災の危険を生じてはならない。	
		置が講じられるものとする。				
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人	■該当	22.13	22.13 通常使用状態でハンドルをつかんだときに、表3の	
		体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	□非該当		"通常使用時に短時間だけ保持するハンドル"についての	

規格番号: JIS C 9335-2-74:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと等			規定値を超える温度上昇部分と、操作者の手との間で接触	
続き		の火傷を防止するための設計その他の措置			のおそれがない構造でなければならない。(第1部の規定	
		が講じられるものとする。			による。)	
第十一	機械的危険源に	電気用品には、それ自体が有する不安定性に	■該当	20.1	20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上	
条第1項	よる危害の防止	よる転倒、可動部又は鋭利な角への接触等に	□非該当		又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていなけれ	
		よって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷			ばならない。(第1部の規定による。)	
		を与えるおそれがないように、適切な設計そ		22.14	22.14 機器には、通常使用時又は使用者による保守の際に	
		の他の措置が講じられるものとする。			危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があ	
					ってはならない。(第1部の規定による。)	
				22.15	22.15 可とうコード用の巻付けフックその他これに類す	
					るものは滑らかでなければならない。(第1部の規定によ	
					る。)	
				23.1	23.1 配線路は、滑らかでなければならない。(第1部の規	
					定による。)	
				25.9	25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角	
					に接触してはならない。(第1部の規定による。)	
第十一	機械的危険源に	2 電気用品には、通常起こり得る外部から	■該当	20.2	20.2 保護外郭、ガードその他これに類するものは、十分	
条第2項	よる危害の防止	の機械的作用によって生じる危険源によっ	□非該当		な機械的強度をもっていなければならない。 (第1部の規	
		て人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与			定による。)	
		えるおそれがないように、必要な強度を持つ		箇条 21	箇条21機械的強度(第1部の規定による。)	
		設計その他の措置が講じられるものとする。			機器は、十分な機械的強度をもっており、通常使用時に予	

規格番号: JIS C 9335-2-74:2016

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一					想される手荒な扱いに耐えるような構造でなければなら	
条第2項					たい。	
続き				22.11	22.11 充電部、湿気又は運動部への接触に対する保護のた	
					めの着脱できない部分は、通常使用時に生じる機械的応力	
					に耐えなければならない。(第1部の規定による。)	
				23.3	23.3 通常使用時に外力が加わる電気接続部及び内部導体	
					に過大な応力が加わってはならない。(第1部の規定によ	
					る。)	
				25.22	25.22 機器用インレットは、コネクタを挿入及び取外しし	
					た場合に、端子のはんだ付け部に機械的応力が加わらない	
					構造でなければならない。(第1部の規定による。)	
第十二	化学的危険源に	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物	■該当	箇条 19	箇条19 異常運転(第1部の規定による。)	
条	よる危害又は損	質が流出し、又は溶出することにより、人体	□非該当		異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器か	
	傷の防止	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお			ら漏れてはならない。	
		それがないものとする。		22.22	22.22 機器は、アスベストを含んではならない。(第1部	
					の規定による。)	
				22.23	22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。(第	
					1部の規定による。)	
				22.41	22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込ん	
					ではならない。(第1部の規定による。)	
				箇条 32	箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第1部	

規格番号: JIS C 9335-2-74:2016

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					の規定による。)	
第十三	電気用品から発	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのあ	■該当	箇条32	箇条32放射線、毒性その他これに類する危険性(第1部	
条	せられる電磁波	る電磁波が、外部に発生しないように措置さ	□非該当		の規定による。)	
	による危害の防	れているものとする。				
	止					
第十四	使用方法を考慮	電気用品は、当該電気用品に通常想定される	■該当	19.7	19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験	
条	した安全設計	無監視状態での運転においても、人体に危害	□非該当		において、巻線の温度が表 8 に規定する値を超えてはな	
		を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが			らない。(第1部の規定による。)	
		ないように設計され、及び必要に応じて適切		19.9	19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータ	
		な表示をされているものとする。			をもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、	
					過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えて	
					はならない。(第1部の規定による。)	
				22.40	22.40 遠隔操作用の機器には、機器の動作を停止させるた	
					めのスイッチを取り付けなければならない。(第1部の規	
					定による。)	
				22.49	22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、	
					機器が始動できないようにしなければならない。(第1部	
					の規定による。)	
				22.50	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠	
					隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなけ	
					ればならない。(第1部の規定による。)	

規格番号: JIS C 9335-2-74:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	以 曰	項目番号	規定タイトル・概要	
第十四				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されているこ	
条					とを示す視覚的表示がなければならない。(第1部の規定	
続き					による。)	
				30.2.3	30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態	
					で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わ	
					なければならない。(第1部の規定による。)	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、不意な始動によって人体に危害	■該当	箇条 19	箇条19 異常運転(第1部の規定による。)	
条第1項	び停止による危	を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	□非該当		異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こして	
	害の防止	ないものとする。			はならない。	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、動作が中断し、又は停止したと	■該当		第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次に	
条第2項	び停止による危	きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、	□非該当		よる。	
	害の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないもの		箇条 24	箇条 24 部品	
		とする。		24.101	24.101 温度過昇防止装置は、非自己復帰形でなければな	
					らない。	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、不意な動作の停止によって人体	□該当	_	_	不意な停止によ
条第3項	び停止による危	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	■非該当			って、一般的に、
	害の防止	それがないものとする。				人体に危害を及
						ぼし又は物件に
						損傷を与えるお
						それがないた
						め、非該当が妥

規格番号: JIS C 9335-2-74:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						当と考える。
第十六	保護協調及び組	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系	■該当	箇条 10	箇条10 入力及び電流 (第1部の規定による。)	
条	合せ	統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異	□非該当		機器に定格入力(定格電流)が表示されている場合、通常	
		常な電流に対する安全装置が確実に作動す			動作温度における入力(電流)は、許容値を超える差があ	
		るよう安全装置の作動特性を設定するとと			ってはならない。	
		もに、安全装置が作動するまでの間、回路が		箇条 19	箇条19 異常運転(第1部の規定による。)	
		異常な電流に耐えることができるものとす			故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保	
		వ .			する場合は、適切なものを選ばなければならない。	
				25.8	25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表	
					第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、表 11	
					に規定する値以上の公称断面積をもつものでなければな	
					らない。(第1部の規定による。)	
第十七	電磁的妨害に対	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害	■該当	箇条 19	箇条19 異常運転(第1部の規定による。)	
条	する耐性	により、安全機能に障害が生じることを防止	□非該当		電子的スイッチを持つ機器には、イミュニティ試験を実施	
		する構造であるものとする。			する。	
第十八	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送	□該当	_	_	J55014-1 等の別
条		受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑	■非該当			規格で規定され
		音を発生するおそれがないものとする。				ている。
第十九	表示等(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の	■該当	7.14	7.14 表示は、容易に判読でき、かつ、耐久性があるもの	
条		注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法	□非該当		でなければならない。(第1部の規定による。)	
		律第百四号)によるものを除く。) を、見や				

規格番号: JIS C 9335-2-74:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	M3	項目番号	規定タイトル・概要	
第十九		すい箇所に容易に消えない方法で表示され				
条続き		るものとする。				
第二十	表示等(長期使	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定	□該当	_	_	長期使用製品安
条第1項	用製品安全表示	によるほか、当該各号に定めるところによ	■非該当			全表示制度につ
	制度による表	వ .				いては、省令で
	示)	一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電				明確に規定して
		気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに				いるため、整合
		限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる				規格は不要。
		換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所				
		に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない				
		方法で、次に掲げる事項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製				
		品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) 第				
		三十二条の三第一項第一号に規定する設計				
		標準使用期間をいう。以下同じ。)				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨				
第二十	表示等(長期使	二 電気冷房機 (産業用のものを除く。) 機	□該当	_	_	同上
条第2項	用製品安全表示	器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、	■非該当			

規格番号: JIS C 9335-2-74:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十	制度による表	かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事				
条第2項	示)	項を表示すること。				
続き		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨				
第二十	表示等(長期使	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置	□該当	_	_	同上
条第3項	用製品安全表示	を有するものを除く。)及び電気脱水機(電	■非該当			
	制度による表	気洗濯機と一体となっているものに限り、産				
	示)	業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇				
		所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えな				
		い方法で、次に掲げる事項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨				
第二十	表示等(長期使	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のもの	□該当	_	_	同上
条第4項	用製品安全表示	に限り、産業用のものを除く。) 機器本体の	■非該当			
	制度による表	見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容				

規格番号: JIS C 9335-2-74:2016

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十	示)	易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示				
条第4項		すること。				
続き		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨				